

令和6年度
沖縄県介護支援専門員協会
沖縄市支部通常総会



日時：令和6年6月14日（金）14:00～15:30

オンライン開催

日 程

- 13 : 30 ~ 14 : 00 受付 (ZOOM入室)
- 14 : 00 ~ 14 : 15 事務連絡
- 14 : 15 ~ 15 : 30 沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部 通常総会

会 次 第

1. 開会
2. 支部長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議案

第1号議案	令和5年度事業実績報告	(説明) 本部	仁一
第2号議案	令和5年度決算報告及び監査報告	(説明) 大石	雅代
第3号議案	令和6年度事業計画案説明	(説明) 大城	真也
第4号議案	令和6年度予算案説明	(説明) 伊佐	陽子
第5号議案	令和6年度役員選出	(説明) 島袋	心輝
7. 令和5年度役員派遣活動報告
8. 閉会

<第1号議案>

令和5年度事業実績報告

令和5年度会員数(3月31日現在) ※沖縄県介護支援専門員協会名簿を基に作成

正会員	特別会員	賛助会員	合計
146名	0名	0名	146名

1、令和5年度通常総会

日程	令和5年6月13日(火) ※オンライン開催
----	-----------------------

2、代表者委員会開催 ※オンライン開催

日程	内容
【第1回】令和5年8月24日(木)	1. 災害(台風)時の動き事例検討(グループワーク) 2. 次回研修、代表者委員会について案内
【第2回】令和5年10月12日(木)	1. BCP作成について情報交換 2. 虐待防止の推進に係る取り組みについて情報交換 3. 感染症対策について情報交換
【第3回】令和5年12月8日(木)	1. 支部活動の協議・意見交換 (研修立案・地域活動団体の参加等) 2. 各事業所自己紹介&近況報告
【第4回】令和6年1月11日(木)	1. ハンセン病への理解(沖縄県ゆうな協会) 2. 今後の研修案内
【第5回】令和6年3月14日(木)	1. ヤングケアラーへの理解 (那覇K u k u l u 仲村氏)

3、研修開催 ※オンライン開催

日程	内容	講師
【第1回】 令和5年9月14日(木)	市民税の仕組み (障害者控除対象者の認定書の交付について)	沖縄市介護保険課給付係 沖縄市市民税課職員 (伊良部氏 他3名)

【第2回】 令和5年12月20日(水)	ケアマネジャープレゼン大会 【事例発表】 ・市内居宅介護支援事業所 2事例 ・地域型包括支援センター 1事例 ・看護小規模多機能型居宅介護 1事例	ケアプランセンターWAN STYLE ケアプランセンター 美らさん 沖縄市包括支援センター西武北 看護小規模多機能型居宅介護なかがみ
【第3回】 令和5年2月16日(金)	つながり作る！多職種合同研修会 (オンライン開催)	沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部長 (大城) 沖縄県理学療法士協会沖縄市支部長 (大山氏)
【第4回】 令和6年5月16日(木)	インフォーマルサービスへの 理解について	沖縄総合警備保障株式会社 (安里のどか氏) 沖縄市地域包括支援センター西武南 (照喜名氏)

4、役員会・三役会議 ※オンライン開催

定例会日程	内 容
【第1回】 令和5年8月24日(木)	今年度の各係の役割について、その他
【第2回】 令和5年12月11日(月)	プレゼン大会に向けて
【第3回】 令和6年4月8日(月)	支部業務フローについて、総会に向けて

3役会議日程	内 容
【第1回】 令和5年8月1日(水)	9月研修について
【第2回】 令和5年9月6日(火)	9月研修・10月代表者委員会について
【第3回】 令和5年10月3日(火)	10月代表者委員会・11月研修について
【第4回】 令和5年11月7日(火)	12月研修・1月代表者委員会について。
【第5回】 令和5年12月1日(火)	12月研修・1月代表者委員会について
【第6回】 令和6年1月5日(金)	包括との協議、2月研修について、県理事選出について
【第7回】 令和6年2月6日(火)	2月研修・3月代表者委員会について
【第8回】 令和6年3月5日(火)	3代表者委員会・5月研修について、次年度の役割分担
【第9回】 令和6年4月2日(火)	5月研修について、6月総会に向け役員役割について
【第10回】 令和6年5月7日(火)	5月研修・6月総会について

5、その他活動内容

No.	活 動 内 容
1	会員名簿の管理
2	支部会員への情報発信、介護保険・研修の情報提供
3	沖縄県介護支援専門員協会への県理事派遣
4	関係機関等委員会・運営協議会への派遣
5	地域包括支援センターと協議委員会開催（奇数月第2木曜日）

〈第2号議案〉

令和 5 年度 沖縄県介護支援専門員協会 沖縄支部収支決算書

収入済額	686,242 円
支出済額	132,431 円
差引残額	553,811 円

(収入の部)

	項目	今年度予算	補正/流用額	歳入済額	増減	説明
1	会費 (助成金含む)	179,000		189,000	10,000	正会員146名
2	雑収入	1,000		5	-995	利息
3	繰入金	497,237		497,237	0	前年度より繰入
4	交流会費	0		0	0	
	合計	677,237	0	686,242	9,005	

(支出の部)

	項目	今年度予算	補正/流用額	支出済額	増減	説明
1	通信費	130,000		28,710	101,290	通信費(ホームページ保守料)/スーム
2	会議費	90,000		74,356	15,644	役員会飲食代
3	報償費	100,000		3,735	96,265	講師謝礼金等
4	消耗品費			1,090	-1,090	USB代
5	研修費・旅費	50,000		640	49,360	座長、発表者飲料代
6	会場使用料	5,000		18,000	-13,000	会場使用料
7	交流会費	0			0	交流会費
8	雑費(予備費)	302,237		5,900	296,337	能登半島地震義援金
	合計	677,237		132,431	544,806	

監査報告書

沖縄県介護支援専門員協会

沖縄市支部長 会長 大城 真也 殿

令和 5年度沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部の事業、収支決算書及び帳簿、
証票書類、預金通帳について、監査した結果、決算は正確であり予算の執行は、
適正であると認めます。

以上

令和 6 年 5 月 29 日

監事 松元 珠代 

監事 糸教 和美 

<第3号議案>

令和6年度事業計画（案）

1.代表委員会の開催 ★横（つながり）を広げる★

目的	各支部同士の情報共有や研修会及び各活動について企画・立案・協議する。 ※連携を図る事を目的に、保険者や地域活動団体等への参加を呼び掛ける。
開催	偶数月第2木曜日 10:00～11:30（年6回予定）
対象	・沖縄市支部居宅支援事業所代表者及び小規模多機能事業所代表者 ・沖縄市地域包括支援センター代表者

2.沖縄市支部役員&地域包括支援センター連携協議会の開催

目的	沖縄市内の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターがより良い連携やケアマネ実務が出来る様に協議会を開催する。
開催	偶数月第2木曜日 11:30～12:00（年6回予定）
対象	沖縄市支部役員、地域包括支援センター代表者

3.研修計画 ★縦（専門性）を深める★

目的	支部会員のケアマネジメントの質の向上に向けた研修の取り組みと会員相互、関係機関・団体等との交流を図るための実施		
開催	奇数月第3金曜日 14:00～16:00（年5回開催予定）		
対象	沖縄市支部会員		
日程	内容	講師	研修係 主担当
7月	ICFを意識した事例検討会	大城真也	喜納
9月	地域包括支援センター主催研修	地域包括支援センター	包括担当者
11月	第5回 プレゼン大会	プレゼン発表者	宮里
1月	多職種連携 研修	外部団体との共同開催	喜納
3月	外部講師による研修	外部講師	宮里

4.その他活動

No.	活動内容
1	会員名簿の管理
2	支部会員への情報発信、介護保険・研修の情報提供（メール・ホームページ）
3	沖縄県介護支援専門員協会への県理事派遣
4	関係機関等委員会・運営協議会への派遣
5	(新設) 支部会員へのFAXを廃止し、LINEのオープンチャットとメールへ移行 <u>目的：円滑な情報提供と支部役員の業務負担軽減</u>
6	(新設) オンラインによるICFを意識した事例検討会 <u>目的：支部会員の資質向上、横のつながり強化、ICTへの理解を深める</u>
7	ICT・業務効率推進事業 ※下記表を参照。 <u>目的：支部会員の業務効率化とICTリテラシー向上、横のつながり強化</u>

ICT・業務効率推進事業の概要

No.	下記項目について、話を聞きたい、実際の現場を見てみたい事業所へ直接連絡・相談する。 一項目あたり相談上限2回まで（1回1時間を目安） ※あくまで情報提供や導入説明となり、永続的なサポート等ではありませんので、ご理解とご了承を	ワンスタイル	美らさん	スマイルプラス	えんまある	愛聖
1	電子カルテを導入してみたい				○	
2	テレワーク勤務について聞いてみたい	○	○	○	○	
3	業務でLINEWORKSを利用してみたい。				○	
4	業務でLINEを利用してみたい。	○		○		○
5	PC：FAXを利用してみたい。				○	○
6	スマホのテザリング機能を利用してみたい。	○			○	○
7	データのクラウド保管をしてみたい。				○	○
8	メール機能を活用してみたい。 (クイックパーツ、アドレス整列、フォルダ振り分け)				○	○
9	ケアプランデータ連携システムを利用してみたい。		○			
10	事業所独自の業務効率化を見学したい。	○			○	○
11	事業所独自の法令遵守（運営指導対策）を見学したい。	○			○	○
12	特定事業所加算要件に係る業務について見学したい。	○			○	○

〈第4号議案〉

令和 6 年度予 沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部予算書(案)

収入済額	742,611 円
支出済額	742,611 円

(収入の部)

	項目	今年度予算	前年度予算額	増減	説明
1	会費				正会員 1,000円×144名
	(助成金を含む)	187,800	179,000	8,800	(助成金、振込手数料含む)
2	雑収入	1,000	1,000	0	貯金利息など
3	繰越金	553,811	497,237	56,574	
4	交流会費	0	0	0	
	合計	742,611	677,237	65,374	

(支出の部)

	項目	今年度予算	前年度予算額	比較増減	説明	
1	事業費	通信費	130,000	130,000	0	Zoom使用料/ホームページ保守料
2		会議費	90,000	90,000	0	役員会飲食代
3		報償費	100,000	100,000	0	講師謝礼金等
4		消耗品費	10,000		10,000	インク代、コピー用紙代等
5		研修費・旅費	35,000	50,000	-15,000	研修派遣等
6		会場使用料	40,000	5,000	35,000	会場使用料
	交流会費		0	0	交流会費	
8	雑費(予備費)	337,611	302,237	35,374	その他	
	合計	742,611	677,237	65,374		

<第5号議案>

沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部 令和6年度役員推薦表

No.	前年度	役員歴	氏名（所属事業所）	推薦者（所属事業所）
1	継続	再任	大城 真也（ケアプランセンター愛聖）	與那嶺 清美（地域型包括支援センター東部南）
2	継続	再任	本部 仁一（きづき居宅支援事業所）	宮里 学（ケアプランえんまある）
3	継続	再任	宮里 学（ケアプランえんまある）	新城 裕作（ケアプランセンター美らさん）
4	継続	再任	新城 裕作（ケアプランセンター美らさん）	本部 仁一（きづき居宅支援事業所）
5	継続	再任	島袋 心輝（ケアプランセンタースマイルプラス）	勇 大樹（ケアプランセンター美らさん）
6	継続	再任	大石 雅代（居宅介護支援事業所 シオン）	島袋 逸子（ケアプランセンター愛聖）
7	継続	新任	伊佐 陽子（無所属）	大石 雅代（居宅介護支援事業所 シオン）
8	継続	新任	喜納 和之（ケアプランセンター高山）	金城 智希（ケアプランセンター愛聖）
9	継続	新任	金城 智希（ケアプランセンター愛聖）	翁長 奈津枝（ケアプランえんまある）
10	新任	新任	伊禮 智子（ケアプランセンターWANSTYLE+）	石垣 憲作（沖縄市地域包括支援センター西部南）
		退任	久保田 勲（地域型包括支援センター東部北）	
監事			氏名（所属事業所）	推薦者（所属事業所）
1	継続	再任	糸数 和美（地域包括支援センター西部南）	仲門 文子（東部クリニック介護支援センター）
2	継続	再任	松元 珠代（沖縄ケアサポートセンター）	大城 真也（ケアプランセンター愛聖）
県理事			氏名（所属事業所）	推薦者
1	新任	新任	大城 真也（ケアプランセンター愛聖）	沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部長
		退任	仲門 文子（東部クリニック介護支援センター）	
		退任	前外間 樹（ケアプランセンターWANSTYLE+）	

令和5年度 役員派遣活動報告

沖縄市地域包括支援センター運営協議会	報告：仲門
<p>沖縄市地域包括支援センター運営協議会 4回程度 報告者：仲門 任期 令和4年9月6日～令和6年9月5日</p> <p>第1条 設置 沖縄地域包括支援センターの適正かつ円満な設置及び運営を図るため、沖縄市地域包括支援センター運営協議会を設置する。</p> <p>第2条 運営協議会が所掌する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの設置に関する事 (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事 (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事 (4) 地域支援事業に関する事 (5) 地域密着型サービスの指定その他地域密着型サービスの訂正な運営確保等に関する事 <p>主な議題内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①沖縄市がんじゅう計画について ②地域支援事業予算及び沖縄市基幹型地域包括支援センター事業計画 地域包括支援センター事業計画について ③各地域包括支援センター運営方針 について 	

中部医師会 在宅医療・介護連携推進事業 在宅みとり部会	報告：仲門
<p style="text-align: right;">令和5年4月～令和7年3月末まで</p> <p>主旨：自身の希望する療養場所で最後を迎えられるよう中部地区における在宅（施設・自宅）看取り体制を構築する事を目的とし在宅看取り部会を設置する。</p> <p>目的：本人の尊厳、希望に沿った支援体制を構築できるよう、現在発生している課題、今後の人口動態の移り変わりに伴い発生する課題に対し、現在実地している当事業の各種取り組みとの連動性等を加味しながら、等事業が行える効果的な取り組みを検討し決定する</p> <p>主な議題：ワーキングの体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最後まで過ごせる場所を増やす（有料・サ高住・自宅）資源の体制整備 ②普及啓発（地域の普及）・・・地域住民や医療介護関係者への知識普及ツール作成 ③身寄りのない高齢者（問題の整理）実態数の把握 ④顔のみえる関係づくり（繋がり強化） 	

沖繩市まちづくり推進懇話会	報告：仲門
<p>任期期間：令和4年11月22日～令和6年11月21日迄 令和5年5月1日～令和6年3月31日 報告</p> <p>事業目的：社会福祉法第107条 地域に暮らす住民の生活にかかわる保健分野（健康作り等）に視点を含めた施策の推進に取り組んできた。当該事業は、地域福祉を計画的に推進することを目的としている。</p> <p>懇話会の目的：「沖繩市福祉のまちづくり推進懇話会規則」</p> <p>第2条 懇話会は、福祉まちづくりに関する問題とその施策のあり方について、調査又は研究しその結果について、市長に提言するものとする</p> <p>主な議題内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7次沖繩市高齢者がんじゅう計画進捗状況確認 2. 第8次沖繩市がんにゅう計画の骨子案⇒がんにゅう計画（案） 3. 第9期介護保険料（案）の報告 4. 沖繩市の介護実態調査・介護予防・在宅介護実態調査からの質疑応答 5. 沖繩市障がい者プラン改定案 策定（案）について 6. 重層的支援体制整備事業について 	

中部医師会 在宅医療・介護連携推進会議	報告：大城
<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日（4回開催）</p> <p>第1回 沖繩市推進会議 <u>令和5年5月22（月）19：00～21：00</u></p> <p>【議題1】 令和5年度 在宅医療・介護連携推進事業の年間計画について</p> <p>【議題2】 沖繩市の目指す姿および当事業基本理念・目標について</p> <p>【議題3】 これまでの地域課題の振り返り、結果の共有、意見交換</p> <p>【議題4】 沖繩市で今年度協議したいテーマについて（上記を踏まえて意見交換）</p> <p>第2回 沖繩市推進会議 <u>令和5年8月21（月）19：00～21：00</u></p> <p>【議題1】 令和5年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告</p> <p>【議題2】 「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」「事業所調査報告書」の結果・分析の共有</p> <p>【議題3】 身寄りのない方の退院支援について</p> <p>【議題4】 その他</p> <p>第3回 沖繩市推進会議 <u>令和5年11月20（月）19：00～21：00</u></p>	

- 【議題 1】 令和 5 年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告
- 【議題 2】 「入退院連携支援」病院内情報共有ヒアリング結果報告
- 【議題 3】 今後開催予定の行政各関係課との意見交換会での質問内容について
- 【議題 4】 その他

第 4 回 沖縄市推進会議 令和 6 年 2 月 19 (月) 19:00~21:00

- 【議題 1】 令和 5 年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告
- 【議題 2】 各行政課担当課からの質問回答の共有
- 【議題 3】 今年度の振り返り、次年度の推進会議の方向性について

沖縄市高齢者虐待防止ネットワーク委員会	報告：大城
日時：令和 6 年 3 月 26 日(火) 午後 2 時～4 時 場所：沖縄市役所地下 2 階 大ホール 議題：令和 4 年度 沖縄市における高齢者虐待に関する相談対応状況 沖縄市における高齢者虐待に関する相談対応状況、事例検討	

沖縄市第 1 層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体	報告：本部
日時：令和 5 年 10 月 25 日 (水) 14 時～16 時 場所：沖縄市役所地下 2 階 大ホール 目的：高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備に向けて、生活コーディネーターを組織的に補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する。 内容：高齢者の外出支援に関する取組の進捗状況報告。 沖縄市暮らしの中のお宝発表について お宝候補の共有・認定・報告ケースについて (2 層 CS 推薦) お宝候補の 1 層枠について (推薦：沖縄市青年団協議会) お宝候補 1 層枠について (グループワーク)	

沖縄市認知症初期集中支援チーム検討委員会	報告：本部
日時：令和 5 年 11 月 2 日 (木) 18 時～19 時 30 分 場所：沖縄市役所地下 1 階 入札室 議題 「沖縄市認知症初期集中支援チームの活動について」 ① 実績報告 (介護保険課 地域支援) ② 事例報告 (医療法人卯の会 新垣病院 重度認知症デイケア) ③ 委員からの評価・意見交換	

令和5年度 沖縄県介護支援専門員協会事業報告	報告：仲門
<p style="text-align: right;">任期令和4年5月～令和6年5月まで</p> <p>定例理事会への参加（臨時理事会含む）年度10回程度</p> <p>他ケアプラン点検支援委員会年4回程度</p> <p>研究大会委員会年7～8回</p> <p>沖縄県介護支援専門員協会派遣事業参加</p>	
令和4年度 沖縄県介護支援専門員協会事業報告	報告：前外間
<p>1. 定例理事会への参加 【計：8回実施】</p> <p>※ZOOMを活用した参集型・オンライン開催となっております。</p> <p>主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> * 沖縄県介護支援専門員協会定時社員総会について * 第20回記念沖縄県介護支援専門員研究大会について * 沖縄県からの受託事業について <ul style="list-style-type: none"> ①介護支援専門員資質向上研修事業について ②主任介護支援専門員フォローアップ研修事業について ③多職種連携ケアマネジメント研修事業について ④多職種連携ケアプラン点検支援等事業 * 支部との連携強化及び活動支援、ブロック化について * 委員会活動について（組織会員委員会、研修委員会、研究大会実行委員会、生涯研修事業委員会、ケアマネ支援委員会、ケアマネジメント支援委員会） * スキルアップ研修について * オンライン（ZOOM）配信設置・運営について * 介護報酬改定説明会について * 令和6年度組織体制編成について * 県協会に対する問い合わせ及び回答について * 関係機関等団体への委員等派遣について * 能登半島地震災害による当協会としての支援の方向性について <p>2. 委員会報告</p> <ul style="list-style-type: none"> * 組織会員委員会 【5回の開催】 * 研修委員会 【3回の開催】 * 生涯研修事業委員会 【4回の開催】 	

*共通アセスメント様式バージョンアップ委員会【1回の開催】

*ケアマネジメント支援委員会【5回の開催】

*研究大会実行委員会【13回の開催】

必要議事録内容は、支部長との連携や代表委員会などで報告。

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部規約

(名 称)

第1条 本会は沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部（以下「沖縄市支部」という）と称する。

(事務所)

第2条 沖縄市支部の事務所は、支部長が別途定める。

(目 的)

第3条 沖縄市支部は介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 沖縄市支部は、沖縄県介護支援専門員協会（以下「県協会」という）の地区支部として、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 介護保険事業の普及啓発に関する事業
- (3) 地域の介護サービス関係者のネットワーク作りに関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 沖縄市内に住所又は就業先を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条5項に規定する介護支援専門員、又は、第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、本会の目的及び事業に賛同した者。
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、専門的立場から本会の運営に協力できる介護支援専門員指導者、学識経験者及び行政関係者、就業先以外の地区支部へ入会する者。
- (3) 賛助会員 本会の運営を援助する個人・事業所・施設及び関係団体。

(入 会)

第6条 沖縄市支部に入会しようとする者は、入会申込書を県協会に提出しなければならない。

(会 費)

第7条

1. 沖縄市支部に入会しようとする本会の会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 会費は、次の各号に定める指定された方法により毎年度2月末までに前納しな

ければならない。

- (1) 正会員会費 1,000 円
- (2) 特別会員 1,000 円
- (3) 賛助会員 1,000 円

- 3. 会員は、毎年、県協会に規約に基づき前号の会費を納めなければならない。
- 4. 県協会は、口座振替された前2項第1号正会員会費のうち、振込手数料を差し引いた金額を各支部へ送金するものとする。
- 5. 前2項第1号、第2号、第3号の会費については、沖縄市支部細則で定めることができる

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは別に定める退会届を県協会に提出しなければならない。

- 2. 会員が、前項届けをしたとき及び次項の各号に該当したときは、沖縄支部並びに県協会を退会したものとみなす。
 - (1) 死亡。又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 介護保険法に規定する介護支援専門員でなくなったとき、又は登録が抹消されたとき
 - (3) 1年以上会費が滞納したとき

(役 員)

第9条 沖縄市支部に次の役員を置く

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 役員 若干名
- (4) 監事 2 名

(役員 の 選 任)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

- 2. 支部長、副支部長は、役員会にて互選する。
- 3. 役員及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職 務)

第11条 支部長は、沖縄市支部を代表し、会務を統括する。

- 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3. 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。
- 4. 監事は、沖縄市支部の業務及び会計を監査し、総会に報告するほか、役員会に出席し意見をのべることができる。
- 5. 本会の会務を統括するにあたり、運営方法又は役員選出方法については支部長又は役員会にて別途定める。

(任 期)

第12条 役員の任期は2年とする、ただし、再任を妨げないものとする。

- 2.任期満了満了前に選任した役員補欠、又は増員により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3.任期満了前に退任した監事の補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4.全項目の規定にかかわらず、役員は辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬 等)

第13条 役員は無給とする。

- 2.役員には、その職務を執行するに要した費用を弁償することができる。
- 3.前2項に関し必要な事項は、総会に議決を経て支部長が別に定める。

(総会の区分)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(招集及び開催)

第15条 総会は、支部会員をもって構成し、毎年1回開催とし、支部長が招集する。

2.総会は次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業報告、事業計画の承認及び収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 役員及び監事の選任に関する事項
- (3) 会則改廃に関する事項
- (4) その他支部の運営に関する重要事項

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した支部会員のうちから選出する。

(定 足 数)

第17条 総会は会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第18条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議 事 録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数・出席者数
- (3) 審議事項及議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2.議事録には、議長が及び総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければならない。

(役員会)

第20条 役員会は役員及び監事を持って構成する。

- 2.役員会は支部長が招集し、支部長が議長とする。
- 3.役員会は、役員の過半数をもって成立する。ただし、やむを得ない理由のために役員会に出席できない場合は、委任状により代理人に評決を委任することができる。その場合役員は出席したものとみなす。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他支部長が必要と認めた事項
- 4.監事は、必要があると認めるときには役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、評議には加わることはできない。

(経費)

第21条 沖縄市支部の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2.会費の納入方法等については、支部長が別に定める。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第23条 この会則に定めのない事項については、役員会の承認を得て、支部長が決定する。

附 則

- 1 この会則は 平成27年 5月15日より施行する。
- 2 この会則は 平成28年 5月20日より施行する。
- 3 この会則は 令和元年 5月17日より施行する。

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部
会員及び会費に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部（以下 「沖縄市支部」という。）規約第5条・7条に基づき、会員及び会費の取り扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 沖縄市支部の会員は、県協会の正会員を原則とする。

2.特別会員に、次の各号に掲げる者にも会員となることができる。

(1) 地域包括支援センター等に勤務する介護支援専門員登録者以外の職員等。

(2) 県協会正会員で、就業先以外の地区へ入会する者。

3.前2項第1号及び第2号の特別会員の支部会費は、直接支部が徴収するものとする。

4.賛助会員の支部での取り扱いは、支部で協議し、決定する。

(1) 沖縄市支部会員の資質向上及び運営を支援する事業所等とする。

(会 費)

第3条 沖縄市支部は、県協会会費等規定第8条及び第9条に定める費用額並びに支部会費の納入を年1回とし、下記の第1号及び第2号の入金及び会費は口座振替により前年度2月末までに前納しなければならない。

2.途中入会者であっても 下記の会費等とする。

(1) 沖縄市支部会費 1, 0 0 0 円

沖縄市支部特別会員 1, 0 0 0 円

(2) 県協会入金者 1, 0 0 0 円

県協会年会費 2, 0 0 0 円

3.県協会は納入された入会金及び年会費のうち、前2項1号の支部会費については、振込手数料金を除いた全額を支部へ返金するものとする。

4.返金は年2回とし、6月・12月とする。

5.一旦納入された会費は、理由のいかんに関わらず、これを返還しないものとする。

(委 任)

第4条 この細則に定めるもののほか、支部の会費等に関して必要な事項は沖縄市支部の役員会において定める。

附 則

1、この細則は、平成28年5月20日から施行する。

代表委員会参加対象者に関する事項

偶数月第2木曜日（変更する場合あり）に開催する代表委員会について

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部規約

（ 会 員 ）

第5条 (1) 正会員 沖縄市内に住所又は就業先を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条5項に規定する介護支援専門員、又は、第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、本会の目的及び事業に賛同した者。

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部

会員及び会費に関する細則

第2条 沖縄市支部の会員は、県協会の正会員を原則とする。

上記の説明は、沖縄市支部の正会員であり、代表委員会の代表者を兼ねる者というわけではありません。沖縄市支部の正会員、特別会員、賛助会員はあくまで沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部の会員であり、代表委員会の代表者とは区別するものです。

沖縄市支部代表委員会は介護支援専門員協会沖縄市支部が実地する研修・及び各種活動について企画・立案・協議に参加できる者としています。

この案件はさる 平成28年2月20日（金）の代表委員会にて
各、事業所、沖縄市支部役員、から了承得たものとします。

※ 代表委員会参加対象者は運営方法の文書に記載のと通りの代表者です。

沖縄市支部居宅事業所

小規模多機能居宅介護事業所

地域包括支援センター

平成28年 6月 8日 （水）

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部

支部長 仲門 文子

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会
支部活動助成金に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第37条第2項に規定する支部の活動に必要な助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 支部において介護支援専門員業務活動の円滑な推進を図ることを目的として設置されている支部の活動に要する経費に対し、助成金を交付することができる。

2 支部に所属する介護支援専門員が当法人の会員であること。

(助成範囲)

第3条 助成金は支部に毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

(助成金の交付基準)

第4条 交付基準は、つぎの各号に該当するものに限り交付する。

- (1) 当法人の事業目的に即したものであること
- (2) 事業目的および計画が明確であり、会員の資質の向上に資するものであること
- (3) 活動が営利を目的としないこと
- (4) 支部役員の報酬に充てることができる
- (5) 飲食への使用を禁ずる
- (6) その他、理事会が必要と認めたものであること

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、当該年度4月末時点の支部会員数を把握の上、理事会の承認を得て、速やかに交付するものとする。

2 支部正会員一人につき300円を支給する。

(事業実績報告)

第6条 支部費の交付を受けた者は、支部の総会終了後速やかに、当該年度の収支報告書及び事業報告等を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の決定後において、第4条に規定する交付基準に適合しない事実

が判明した場合には、決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成金の一部、または全額を返還させることができる。

(改 廃)

第8条 この規程を改廃する時は、理事会の承認を得なければならない。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年 8月23日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年 5月14日より施行する。
- 3 この規程は、平成28年 5月14日より施行する。
- 4 この規程は、平成28年 10月25日より施行する。
- 5 活動助成金交付に関する規定は廃止する。
- 6 この規程は、平成29年 11月28日より施行する。
- 7 支部活動支援費に関する規定は廃止する。
- 8 この規程は、平成30年6月19日より施行する。